

『介護予防・生活支援サービス事業』利用までの流れが変わります

市では、要支援認定を受けた方や生活機能が低下してきた方が、要介護状態になることを防ぎ、生きがいのある生活を送ることを目的として、通所型サービス（デイサービス）と訪問型サービス（ホームヘルプサービス）を行っています。

令和2年9月1日から、このサービスを週1回のみ希望する場合は、下の図のように要介護認定を受けることなく、基本チェックリストによる判定でご利用いただけますので、申請して下さい。

■問合先／高齢福祉課（☎0296-73-4511 直通）

